

看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

2023年1月20日

日本派遣看護師協会

目次

- 1 はじめに
- 2 看護師が知っておくべき個人情報の定義と法律 ①②
- 3 看護師の個人情報の取り扱い方法を事例で紹介 ①②③④⑤
- 4 まとめ（看護師も個人情報保護法を理解する必要がある）

1. はじめに

医療現場ではたくさんの個人情報を扱っています。個人情報やプライバシーへの配慮の重要性を理解しない軽はずみな行動が、個人情報の流出につながります。
個人情報とはなにかを学び、個人情報保護の観点から絶対におこなってはいけない行動や、気を付けていきたいポイントを理解しましょう。

看護師が理解しておきたい個人情報の種類と取り扱い方法

ニーズに合わせた看護を実施するうえで、個人情報はかかせません。

看護師が接する個人情報は氏名以外に、年齢・性別・家族構成・住所・病態など、看護師をしていなければ知り得なかった情報ばかりです。

個人情報が溢れる中、業務に追われていて、個人情報の管理や配慮がおざなりになってはいませんか？

個人情報は患者さんにとって、とても大切な情報です。看護師の軽はずみな言動で、個人情報の流出やプライバシーの侵害が実際におきています。

個人情報とプライバシーの基本的を整理し、看護師が押さえておくべき個人情報の取り扱いの注意点を理解しましょう。

2. 看護師が知っておくべき個人情報の定義と法律①

個人情報の定義

個人情報とは2017年に施行された「改正個人情報保護法 第二条」では、「氏名、生年月日その他の記述等に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項により特定の個人を識別することができるもの」と定義されています。

個人情報は住所・氏名・年齢だけでなく、個人名や企業名が特定できるメールアドレスも含まれます。

さらに、改正個人情報保護法では、IT化・デジタル化という時代の流れに即した、以下の情報を個人識別符号と定義し、保護すべき個人情報の対象としています。

身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号	DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋
サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号	公的な番号 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等



2. 看護師が知っておくべき個人情報の定義と法律②

2017年に導入された要配慮個人情報

「要配慮個人情報」は、2017年の改正個人情報保護法で新たに導入された定義です。

「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」を要配慮個人情報保護と考え、ほかの個人情報とは区別しています。要配慮個人情報を取得するときには「原則、事前に本人の同意を得る必要がある」とされています。

要配慮個人情報は医療従事者であれば目にする機会が多い情報のため、以下の情報を取り扱う際は特に注意しましょう。

1. 身体障害・知的障害・精神障害等があること
2. 健康診断その他の検査の結果
3. 保健指導、診療・調剤情報
4. 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたことが含まれる情報
5. 本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたことが含まれる情報

3. 看護師の個人情報の取り扱い方法を事例で紹介①

看護記録を患者の家族から求められたら？

【ポイント】

- ・記録開示の申出に対しては、病院として対応する
- ・家族からの申出であっても、一定の要件を満たした場合でなければ、本人の同意なく開示することはできない

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」
(厚生労働省、平成29年4月14日、令和2年10月一部改正)

個人情報の取扱いに関しては、看護師が負う守秘義務（保健師助産師看護師法42の2）とは別に、個人情報保護法において、個人情報取扱事業者である病院の義務等について定められています。

そして、個人情報保護法は、看護記録などの個人情報の開示が請求できる者については、

- ①患者本人
- ②患者が未成年者又は成年被後見人の場合はその法定代理人
- ③開示請求をすることについて本人が委任した代理人

と定めています。

したがって、上記に該当するかどうかを確認する必要があります。

3. 看護師の個人情報の取り扱い方法を事例で紹介②

感染症について配偶者に言わないでほしいと頼まれたときは？

【ポイント】

- ・ 守秘義務や個人情報保護法の観点からは、配偶者への情報開示に正当な理由があると認められる場合でも、患者のプライバシー保護の観点から、医療従事者から配偶者に直接伝えることは出来るだけ避け、患者本人から伝えさせる
- ・ 医療従事者から伝えなければならないような場合には、伝える内容や伝え方等について本人とよく相談し、同意が得られるように本人を説得する

■ 守秘義務との関係

看護師は保助看法上の守秘義務と当該感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に該当する場合、正当な理由なく情報開示が禁じられています（同法74①）。

■ 個人情報保護法との関係

病院は、患者の情報を取り扱うにあたって、個人情報保護法を順守しなければなりません。

■ プライバシーの侵害への配慮

感染症などに関する情報は、本人の生活等に対する影響が特に大きいいため、プライバシーに対する配慮が非常に重要となります。

3. 看護師の個人情報の取り扱い方法を事例で紹介③

見舞客から入院患者の病室を聞かれたら？

【ポイント】

- ・患者の病室を回答するという事は、患者に対する情報を開示することにつながるため、患者の同意なく回答することは避けましょう

■患者情報の取扱いに関する法律

看護師は、保助看法上の守秘義務を負っており、業務上知り得た人の秘密を正当な理由なく第三者に開示することはできません（保健師助産師看護師法42の2）

患者の入院に関する情報は、看護師として「業務上知り得た人の秘密」であり、また個人情報保護法上の「個人情報」に該当します。

■対応方法としては

見舞客や来訪者は、そもそも病室番号を知っている方でない場合は入館出来ないようにする等の工夫をすることが必要です。実務上、病院職員から病室などを伝えることはありません。

3. 看護師の個人情報の取り扱い方法を事例で紹介④

両親が離婚している場合、親権のない親に病状説明はして良いのか？

【ポイント】

- ・病状説明をする場合は、患者本人からの同意に加え、親権を有する親の同意を得ておくことが望ましい
- ・親権を有する親の協力を期待できない場合には、子の福祉保護の観点から適切な対応を検討する

■親権とは

未成年の子は、親権に服すると規定されています（民法818①）。父母の婚姻中は原則共同親権となりますが（民法818③）、離婚に際しては現行法上では、父母どちらか一方の単独親権へと移行します（民法819の①）。親権とは、子の福祉を護るために親に認められた特殊な法的地位であり、大きく分けて身上監護・教育権（民法820）と財産管理権（民法824）の二つを内容とします。

■診療情報の取扱い

患者の診療情報は個人情報保護法上の「個人情報」に該当し、第三者に提供するためには原則として本人の同意を得る必要があります。

3. 看護師の個人情報の取り扱い方法を事例で紹介⑤

自分の家庭内で担当患者のことを話しても大丈夫か？

【ポイント】

- ・ 家族であったとしても、業務上知り得た秘密や個人情報を漏洩してはならず、漏洩したことについて法的責任を負う可能性がある
- ・ 友人の看護師であっても同様である

■ 看護師の守秘義務

看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならず（保健師助産師看護師法42の2）、違反した場合、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる可能性があります（保健師助産師看護師法44の4）

■ 家族への情報漏洩

家族に対し仕事の愚痴をこぼすことは一般的によくあることであると考えられますが、例え家族に対する愚痴であったとしても、守秘義務に違反しないように留意が必要です。

4. まとめ（看護師も個人情報保護法を理解する必要がある）

【注意したい！SNSへの情報流出】

近年、インターネットやSNSが普及し、日常的に多くの看護師が利用しています。知りたい情報を簡単に調べられるようになった反面、個人情報の漏えいに関するトラブルも増えています。特にSNSは自分で情報を発信できるため、気づかないうちに個人情報を流出させていたという事例がよくみられます。

看護師のあなたもSNSやブログで私的な内容や感情を発信している人もいるかもしれません。しかし、病院名や部署が特定されるような発信方法では、内容によっては、患者や利用者の個人情報の漏洩や社会的信用の損失に繋がる可能性があるため注意が必要です。

個人情報は住所・名前・生年月日だけでなく、メールアドレスやマイナンバー、指紋やDNAまで多岐にわたります。

個人情報保護法は3年ごとに改正されます。最新の個人情報保護法の改訂ポイントにも注目しましょう。

個人情報の流出は「うっかり」では済まされません。

漏洩後に速やかに対処しても、インターネット上に流出した個人情報を完全に消去することは困難です。個人情報を漏洩しないように、取扱いには十分注意しましょう。

個人情報の漏洩に気づいた、発見した場合には絶対にそのままにはせず、まずは上司に報告しましょう。

適切に対応しないと、個人情報の漏洩による、直接的・間接的な被害が拡大する恐れがあるからです。